

# 奈良市公報

第 2 3 8 号

平成20年11月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 奈良市営墓地空き区画の使用の募集…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了…………… 2
- 介護保険法の規定による介護予防支援事業所の指定… 3
- 住居番号の設定…………… 3
- 一般競争入札の実施…………… 3
- 道路の供用開始…………… 5
- 平成21年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 5
- 交付要求通知書の公示送達…………… 7
- 住民票の職権消除…………… 7
- 土地収用法に基づく裁決申請書等の写しの公衆縦覧… 7
- 土地収用法に規定する明渡裁決の申立てに係る書類の公衆縦覧…………… 8
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 8
- 放置自転車等の処分…………… 9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 都市計画高度利用地区の変更案の公衆縦覧…………… 9
- 都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧…………… 10
- インフルエンザ予防接種の実施…………… 10
- 予防接種の実施の一部改正…………… 10
- 一般競争入札の実施…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 奈良市排水設備指定工事店の指定の取消し…………… 12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止
- 3 供用を開始する排水施設の位置

- 止の届出…………… 12
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 12
- 地縁による団体の認可…………… 13

### 公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 13
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程…………… 14
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 14
- 一般競争入札の実施…………… 14

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 15
- 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 15

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 16

## 告 示

### 奈良市告示第544号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年10月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年10月1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成20年10月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市二名町、中山町、学園南二丁目、西ノ京町、四  
条大路三丁目、四条大路五丁目及び神殿町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第3幹線-31	奈良市二名町2537-8	奈良市二名町2537-8
中山幹線-71	奈良市中山町79-6	奈良市中山町78-3
押熊第2幹線-61	奈良市中山町1765-1	奈良市中山町1765-1
あやめ池南幹線-462	奈良市学園南二丁目915-1	奈良市学園南二丁目915-67
都跡幹線-295	奈良市西ノ京町68-5	奈良市西ノ京町68-8
都跡幹線-296	奈良市西ノ京町65-3	奈良市西ノ京町65-3

都跡幹線-297	奈良市西ノ京町53	奈良市西ノ京町53
都跡幹線-298	奈良市四条大路三丁目904-2	奈良市四条大路三丁目966-1
三条大路幹線-32	奈良市四条大路五丁目429-4	奈良市四条大路五丁目419-2
明治幹線-244	奈良市神殿町409-1	奈良市神殿町409-9

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成20年10月1日揭示済)

**奈良市告示第545号**

奈良市営墓地空き区画の使用を次のとおり募集します。  
平成20年10月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 申込み・受付
  - (1) 募集区画  
寺山霊苑9区画(A東募集区3区画、A西募集区4区画、B東募集区2区画)  
七条町南山墓地1区画
  - (2) 申込資格  
奈良市に住民登録又は外国人登録をし、現に居住している世帯主
  - (3) 受付期間  
平成20年10月22日(水)から平成20年10月28日(火)まで
  - (4) 受付時間  
午前9時から午後5時まで
  - (5) 受付場所  
平日は市役所北棟4階第17会議室  
土曜日及び日曜日は市役所中央棟1階第3会議室
  - (6) 注意事項
    - ア 使用申込書と使用申込み受付控に必要事項を記入のうえ、住民票(申込者のみで続柄記載のもの)、外国人登録をされている方は登録原票記載事項証明書(申込者のみ記載のもの)と印鑑及びはがき(宛先に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入のこと)と共に受付場所にて直接申し込みください。(電話、郵送及び電子メール等での申込みは受け付けできません。)
    - イ 申込書に記載されている内容確認のため、申込み本人又は身内の方が直接来庁してください。
    - ウ 1世帯1区画とし、世帯主名で申込みをしてください。
    - エ 申込みはいずれか一つの募集区を決めて申し込みください。ただし、区画場所の指定はできません。
    - オ 一旦申込みされた後の募集区の変更はできません。
    - カ 申込み状況の問合せについてはお答えできません。
    - キ 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されない時は使用許可を取り消す場合があります。

- す。
- ※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や上記注意事項が守られていない場合は無効になります。
- 2 抽選(申込み多数の場合)
  - (1) 抽選日時  
平成20年10月30日(木)午前10時から公開抽選
  - (2) 抽選場所  
市役所北棟5階第21会議室
  - (3) 抽選結果についてははがきで通知します。
  - (4) 電話での問合せはご遠慮ください。
- 3 使用許可申請
  - (1) 申請期限  
平成20年11月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
  - (2) 申請時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
  - (3) 申請場所  
市民生活部生活環境課(市役所中央棟2階)
  - (4) 当選通知書、使用許可申請書、印鑑を持参してください。
  - (5) 申請当日に墓地使用許可書をお渡しします。
- 4 使用料の払込み
  - (1) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。  
なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。
  - (2) 納期限  
平成20年12月12日(金)
  - (3) 納期限までに納付されない場合は、使用許可を取り消す場合があります。
- 5 使用開始  
平成21年1月5日(月)から使用を開始します。
- 6 問合せ先  
奈良市市民生活部生活環境課  
代表34-1111 内線2671  
直通34-4732  
(平成20年10月1日揭示済)

**奈良市告示第546号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年10月1日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年5月8日 奈良市指令都整開 第07A-58号

平成20年9月12日 奈良市指令都整開 第07A-58-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年10月1日 第1146号

(2) 公共施設 平成20年10月1日 第504号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市石木町118番地の1の一部及び119番地の1並びに青垣台一丁目9番地の4及び9番地の5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三碓七丁目27番10号

株式会社マルヤマ 代表取締役 丸山佳映

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市石木町118番地の1の一部及び119番地の1の一部

(2) 下水道

奈良市石木町118番地の1の一部及び119番地の1の一部

(平成20年10月1日掲示済)

奈良市告示第547号

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項の規定により、介護予防支援事業所を指定しましたので、同法第115条の27の規定により公示します。

平成20年10月1日

奈良市長 藤原 昭

事業所番号	介護予防支援事業所		申請者		指定年月日
	所在地	事業所名称	主たる事務所の所在地	代表者指名	
2900100120	奈良市右京一丁目3-4 サントウンプラザ ずらん館223号	奈良市平城地域 包括支援センター	奈良市二名三丁目1151 番地1	社会福祉法人 奈良苑 理事長 松田 末作	平成20年10月1日

(平成20年10月1日掲示済)

奈良市告示第548号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年10月1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年10月1日掲示済)

奈良市告示第549号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年10月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事ほか29件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

(1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員の平成17年度から平成19年度における別表参加資格に掲げる業種の工事の工事完成高(1社1工事)の合計金額が参加しようとする工事の予定価格(税込み)以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

(1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。

(3) 当該工事に専任の一級土木施工監理技術者を配置できること。(雇用関係が3ヶ月以上の者に限る。)

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

<p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 告示日から平成20年10月6日までは閲覧コーナー、同月7日以降は監理課窓口</p> <p>4 入札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札参加申請 (郵便入札及び持参入札による参加者) 入札参加を申請する者は、告示日から平成20年10月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。 (特定建設工事共同企業体による参加者) (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 専任の一級土木施工監理技術者の資格を証するものの写し（各構成員） オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等） カ 平成17年度から平成19年度の土木工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本（契約書については監理課で確認後返還する。） (2) 入札参加申請方法 特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成20年10月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。 また、同じく、告示日から平成20年10月8日まで</p>	<p>（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ 入札書の日付が開札日でない場合 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>9 持参入札に関する事項</p> <p>(1) 入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 郵便、電報又はファクシミリ等による入札 ウ 入札書に記名押印のない入札 エ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 キ 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札 ク 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札 ケ 入札金額を訂正した入札 コ 入札書の日付が開札日でない場合 サ その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。</p> <p>10 郵便入札参加資格及び持参入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成20年10月7日までに入札参加申請者に通知しま</p>
---	--

す。

11 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間  
土木ランクA、建築ランクA及びBの業者  
平成20年10月1日から10月6日まで（奈良市の休日  
を定める条例に規定する市の休日を除く。）の  
午前9時から午後5時まで  
土木ランクB同士による特定建設工事共同企業体  
平成20年10月1日から10月8日まで（奈良市の休日  
を定める条例に規定する市の休日を除く。）の  
午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日  
平成20年10月9日までに入札参加申請者に通知しま  
す。

(3) 入札書の提出期間  
平成20年10月10日から入札日前日まで（奈良市の休日  
を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前  
9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札  
イ 他人のICカードを使用した入札  
ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書  
及び内訳書が添付されていない入札書  
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札  
オ 内訳書の日付が開札日でない場合  
カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工  
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通  
知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、  
入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

12 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈  
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部監理課  
電話 0742-34-4743

別表省略  
(平成20年10月1日揭示済)

**奈良市告示第550号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に  
基づき、平成20年10月2日から次のように道路の供用を開  
始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室  
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年10月2日  
奈良市長 藤原 昭

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第746号線	菅原町502番地先から 菅原町500番1地先まで	4.0~13.6	164.1	

(平成20年10月2日揭示済)

**奈良市告示第551号**

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条  
第3項の平成21年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表  
します。

平成20年10月2日  
奈良市長 藤原 昭

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	73,400	0.7024
		74.8	3-4号館	73,500	0.7024
		74.8	5-6号館	77,600	0.7024
		39.3	6号館	40,600	0.7024
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	16,800	0.7563
		74.9	1-2号棟	90,700	0.7831
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	74,200	0.7609
		64.2	1-2号棟	63,800	0.7609
		64.5	1-2号棟	64,200	0.7609
		71.9	1-2号棟	71,500	0.7609
		74.6	3号棟	74,100	0.7609
		64.2	3号棟	63,800	0.7609
		64.5	3号棟	64,100	0.7609
		71.9	3号棟	71,400	0.7609

第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	70,300	0.7690
		64.5	1-2号棟	60,700	0.7690
		71.2	1-2号棟	67,000	0.7690
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	18,400	0.7298
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	19,100	0.7629
		28.0	141-150	19,700	0.7629
		33.8	151-160	21,400	0.7629
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	115,300	0.7991
		60.7	1-2号棟	99,700	0.7991
		55.3	1-2号棟	98,000	0.8053
		70.1	3号棟	104,900	0.7991
		60.7	3号棟	90,700	0.7991
		55.3	3号棟	89,900	0.8053
		60.1	3号棟	89,900	0.7991
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	20,400	0.7232
		42.7	107-126	25,400	0.7232
		55.4	143-157	30,400	0.7232
		58.8	158-164	32,000	0.7232
		58.8	165-188	32,100	0.7232
		74.6	1-23	95,900	0.7270
		74.6	24-35	93,300	0.7270
		74.9	36-62	92,700	0.7270
		74.9	63-66	93,500	0.7270
		74.9	67-102	96,300	0.7270
		75.0	103-112	93,900	0.7270
		74.9	113-118	90,300	0.7270
		74.9	119-124	102,600	0.7270
		74.8	125-128	97,200	0.7270
		74.8	129-134	99,000	0.7270
		74.9	137-138	98,700	0.7270
		74.9	135-136	95,500	0.7270
		31.4	1-12	13,500	0.7132
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	55.4	74-78	30,400	0.7032
		55.4	64-73	29,500	0.7032
		58.8	79-91	30,600	0.7032
		58.8	92-101	35,100	0.7032
		74.8	1-10	90,000	0.7059
		74.9	25-28	91,100	0.7059
		74.9	11-24	90,100	0.7059
		74.9	29-32	90,900	0.7059
		74.9	33-38	93,700	0.7059
		74.9	39-43	93,600	0.7059
		75.0	44-47	94,400	0.7059
		74.9	48-53	94,100	0.7059
		75.0	54-55	87,400	0.7059
		74.9	56-57	99,600	0.7059
		74.9	58-63	87,700	0.7059
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目、横井五丁目	55.4	76-105	30,600	0.7049
		75.0	1-28	95,000	0.7077
		74.9	39-43	92,300	0.7077
		74.9	29-38	93,000	0.7077
		74.8	44-49	91,200	0.7077
		74.9	50-53	91,300	0.7077
		74.9	54-55	92,000	0.7077
		74.9	56-59	94,900	0.7077
75.0	60-67	92,500	0.7077		

		75.0	68-71	92,700	0.7077
		74.9	72-75	90,000	0.7077
		74.9	76-77	95,700	0.7077
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	31,400	0.7000
		58.8	21-30	34,700	0.7000
		74.9	1-8	92,700	0.7024
		75.0	9-14	93,500	0.7024
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	84,900	0.7760
第16号市営住宅	奈良市西木辻町	28.3	101-405	20,600	0.7573
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	28,600	0.7650
		37.6	2号棟	27,000	0.7650
		42.1	3号棟	26,000	0.7650
		38.7	4号棟	24,000	0.7650
		42.3	5-6号棟	26,800	0.7650
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	33,700	0.7198
		74.8	101-404	78,900	0.7235
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	46,200	0.8142
		65.0	5-9号棟	55,800	0.8142
		55.0	5-9号棟	47,200	0.8142
		45.0	5-9号棟	38,500	0.8142
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	50,400	0.8413
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1~20	8,500	0.6651
		31.5	21~36	8,300	0.6651
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,500	0.6684
		31.5	21~40	8,000	0.6684

(平成20年10月2日揭示済)

**奈良市告示第552号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年10月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書  
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成20年10月3日揭示済)

**奈良市告示第553号**

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対し

て異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

平成20年10月8日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成20年10月8日揭示済)

**奈良市告示第554号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から土地収用法に基づく裁決申請書及び添付書類の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年10月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 起業者の氏名及び住所

- 奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・108号 大森高畑線
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条添川町	211番10	宅地	宅地

- 4 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所都市計画課
- 5 縦覧期間  
公告の日から平成20年10月22日まで  
(平成20年10月8日揭示済)

**奈良市告示第555号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から同法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、同条第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、同法第47条の4第2項において準用する同法第43条第1項の規定により奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年10月8日  
奈良市長 藤原 昭

- 1 起業者の氏名及び住所  
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・108号 大森高畑線
- 3 書類の受理日  
平成20年10月7日
- 4 明渡裁決の申立てにかかる土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条添川町	211番10	宅地	宅地

- 5 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所都市計画課
- 6 縦覧期間  
公告の日から平成20年10月22日まで  
(平成20年10月8日揭示済)

**奈良市告示第556号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成20年10月9日
- 3 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課  
電話0742-34-1111代表  
(平成20年10月9日揭示済)

**奈良市告示第557号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成20年10月10日
- 3 移動対象区域  
近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄



駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年10月10日揭示済)

奈良市告示第558号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年10月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成20年10月24日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成20年7月1日、同月3日、同月4日、同月7日、同月8日、同月11日、同月14日、同月16日、同月17日、同月23日及び同月24日

(平成20年10月10日揭示済)

奈良市告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月14日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
三条通診療所	奈良県奈良市三条町472	平成20年9月30日
まえだ整形外科	奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-13	平成20年9月30日
おがわ歯科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目3-20	平成20年9月30日
薬局タケダ 神殿店	奈良県奈良市神殿町297-2	平成20年8月31日

(平成20年10月14日揭示済)

奈良市告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年10月14日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三条通診療所	奈良県奈良市三条町472	平成20年10月1日
まえだ整形外科	奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-13	平成20年10月1日
中辻耳鼻咽喉科クリニック	奈良県奈良市右京一丁目3-4 サンタウンすずらん館1F	平成20年10月2日
高の原すずらん内科	奈良県奈良市右京一丁目3-4	平成20年10月1日
医療法人小川会 おがわ歯科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目3-20	平成20年10月1日
薬局タケダ 神殿店	奈良県奈良市神殿町297-2	平成20年9月1日

(平成20年10月14日揭示済)

奈良市告示第561号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成20年10月14日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年10月14日揭示済)

奈良市告示第562号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年10月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市三条町及び三条本町の各一部

- 3 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成20年10月14日から同月28日まで
- 5 意見書の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年10月28日までに必着するように提出してください。  
(平成20年10月14日揭示済)

**奈良市告示第563号**

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年10月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市七条一丁目、大森町、杏町、学園中二丁目、学園大和町一丁目、秋篠早月町、西大寺赤田町一丁目、西大寺北町一丁目、菅原町、法蓮町、三碓六丁目、宝来四丁目、四条大路四丁目、恋の窪東町、押熊町及び大安寺西一丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成20年10月14日から同月28日まで
- 5 意見書の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年10月28日までに必着するように提出してください。  
(平成20年10月14日揭示済)

**奈良市告示第564号**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年10月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防

接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成20年10月15日から平成20年12月28日まで	別紙のとおり

- 2 接種不相当者
  - (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
  - (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 3 接種要注意者
  - (1) 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
  - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 4 料金  
1,500円実費徴収。ただし、予防接種法第24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。
- 5 その他  
不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成20年10月14日揭示済)

**奈良市告示第565号**

平成20年奈良市告示第221号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成20年10月15日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年10月15日揭示済)

奈良市告示第566号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年10月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

道路改良工事（大和田町地内・西部第721号線）ほか6件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成20年10月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年10月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年10月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年10月15日揭示済)

奈良市告示第567号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月15日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年10月15日

3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成20年10月15日揭示済)

奈良市告示第568号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。  
平成20年10月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 取消し年月日 平成20年10月15日
- 2 指定工事店 指定番号 第284号

店舗の所在地 生駒市喜里が丘三丁目4-4  
会社名 太陽興産株式会社  
代表者 阿部 俊二  
(平成20年10月15日揭示済)

奈良市告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり公示します。  
平成20年10月15日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
三条通診療所	奈良県奈良市三条町472	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成20年9月30日 平成20年9月30日
酒井 武司	奈良県奈良市三条町472	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成20年9月30日 平成20年9月30日
おがわ歯科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目3-20	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年9月30日 平成20年9月30日
小川 淳司	奈良市五条西一丁目15-13		

(平成20年10月15日揭示済)

奈良市告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により公示します。  
平成20年10月15日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
三条通診療所	奈良県奈良市三条町472	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成20年10月1日 平成20年10月1日
医療法人仁慈会	奈良県奈良市三条町472	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成20年10月1日 平成20年10月1日
医療法人小川会 おがわ 歯科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目3-20	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年10月1日 平成20年10月1日
医療法人小川会	奈良県奈良市六条二丁目3-20		

デイサービスセンターほのか	奈良県奈良市北永井町384-1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成20年10月1日 平成20年10月1日
有限会社きそう第一	奈良県奈良市北永井町384-1		

(平成20年10月15日揭示済)

平成20年10月15日

(平成20年10月15日揭示済)

**奈良市告示第571号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月15日

奈良市長 藤原 昭

- 名称  
奈保町自治会
- 規約に定める目的  
規約第4条に定める区域における住民相互の連絡及び親睦、環境の整備、文化の向上、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのため不動産又は不動産に関する権利等を保有する。  
また、この目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 区域振興に関する事業
  - 所有不動産等の維持管理に関する事業
  - 青少年の健全育成に関する事業
  - 保健衛生及び環境に関する事業
  - 納税及び選挙の啓発に関する事業
  - 防災及び防犯に関する事業
  - 社会福祉及び相互扶助活動に関する事業
  - 会員相互の連絡調整及び親睦に関する事業
  - 文化向上に関する事業
  - その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 区域  
奈良市奈保町2番及び4番から20番までとする。
- 事務所  
奈良市奈保町18番17号
- 代表者の氏名及び住所  
中西 孝祐  
奈良市奈保町18番17号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
いずれもなし
- 代行者の有無  
なし
- 規約に定めた解散の事由  
地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
- 認可年月日

**公 営 企 業**

**奈良市水道局告示第42号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年10月1日

奈良市水道事業管理者  
福村 圭司

- 入札に付する事項  
鉛給水管布設替工事、市内鳴川町地内他（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
  - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 設計図書等を示す日時及び場所
  - 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - 場所  
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 入札の場所  
水道局4階 大会議室（北側）
- 入札の日時  
別表のとおり
- 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
  - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
  - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
  - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
  - エ 入札書に記名押印のない入札
  - オ 入札金額を訂正した入札
  - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年10月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年10月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
  - 奈良市法華寺町264番地 1
  - 奈良市水道局業務部経理課入札係
  - 電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成20年10月1日揭示済)

奈良市水道局管理規程第8号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月8日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の6第4項中「公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例」に改める。

附則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

(平成20年10月8日揭示済)

奈良市水道局告示第43号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年10月15日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
吉田水道工業所	吉田 祐介	奈良県橿原市小綱町12番43号	平成20年10月8日

(平成20年10月15日揭示済)

奈良市水道局告示第44号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年10月15日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内右京三丁目地内（第一工区）ほか10件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所  
水道局 4階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時  
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効  
ア 入札に参加する資格のない者のした入札  
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札  
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札  
エ 入札書に記名押印のない入札  
オ 入札金額を訂正した入札  
カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札  
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札  
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請  
入札参加を申請する者は、告示日から平成20年10月20日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加

決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知  
平成20年10月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市法華寺町264番地1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年10月15日揭示済）

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第48号

平成20年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成20年10月9日

奈良市教育委員会

委員長 冷水 毅

- 1 日時  
平成20年10月14日（火）  
午前10時から
- 2 場所  
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件  
教育長報告
- (1) 第7回奈良市教育改革推進フォーラム概要報告について
- (2) 平成20年度「子ども安全の日の集い」について
- 議 事  
議案第31号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の一部改正について  
議案第32号 奈良市教育委員会施策評価実施要項の制定について
- そ の 他
- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 10月～11月  
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。  
（平成20年10月9日揭示済）

### 奈良市教育委員会告示第49号

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年10月15日

奈良市教育委員会

委員長 冷水 毅

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の  
一部を改正する告示奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱（平成  
19年奈良市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改  
正する。

第5条第4項を削る。

附 則

この告示は、平成20年10月15日から施行する。

(平成20年10月15日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成20年10月農地部会の会議を下記の  
とおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則  
(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定に  
より告示します。

平成20年10月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 徳 西 利 和

記

## 1 日時

平成20年10月15日(水) 午後1時30分

## 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

## 3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及  
び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出  
について
- (3) 農地の競売に係る買受適格者証明について(知事)
- (4) 農地の競売に係る買受適格者証明について(委員会)
- (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明  
について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (7) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理につい  
て
- (8) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理につい  
て
- (9) 水田利用転換届出について
- (10) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (11) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあ  
っせん結果について
- (12) 知事許可について(9月許可分)
- (13) 非農地証明について(9月分)

(平成20年10月7日揭示済)